

平成16年第一回都議会定例会

監査委員報告

平成16年2月25日

監査委員を代表いたしまして、過去1年間に実施した監査結果につきまして、ご報告申し上げます。

地方分権が本格的に進む中で、行政に対する住民の監視の目は厳しさを増しており、行政の透明性や説明責任の向上を図ることがますます重要となってきました。

一方、都財政につきましては、昨年10月に発表された「第二次財政再建推進プラン」では、今後、都税収入に大幅な伸びが期待できない中で、毎年度巨額の財源不足が生じると見込まれるなど、依然として厳しい事態が続いております。

このような状況の中で、都政は、これまで以上に、都民の視点に立って、効率的・効果的な行財政運営の実現を目指していくことが強く求められております。

私ども監査委員は、こうした認識のもとに、都の各種事務事業が、法令等の趣旨に沿って適正に行われているかという観点はもとより、投下した経費に見合う効果を上げているか、また、所期の目的を達成しているかという経済性・効率性、有効性の観点からも、積極的に検証・評価を行いながら、チェックしてまいりました。

この1年間に、定例監査、事務事業監査、工事監査、決算審査等の各種の監査を実施いたしました。その結果、事務事業は、全体としては概ね適正に執行されているものの、なお、一部に是正・改善すべき事項が見受けられました。

これら各種の監査におきまして、指摘や意見等として取り上げました件数は、全体で180件でございます。また、収入漏れや不経済支出等の金額としては、合計で約7億1,000万円が見込まれまして、昨年までと比べますとかなり増加している状況でございます。

以下、監査種別ごとに、その実施状況をご報告申し上げます。

まず、定例監査でございます。

この監査は、都の財務に関する事務の執行などが法令等の趣旨に沿って適正に行われているかなどにつきまして毎年度実施するものでございます。

平成15年度におきましては、本庁・事業所あわせて453箇所につきまして監査を実施いたしました。その結果、50件の指摘及び5件の意見を付しております。

その主なものを申し上げますと、固定資産税等の課税に当たり、地目の認定を誤ったため課税不足が生じているものや、個人住宅建設資金融資あっせん制度に係る債権で、履行期限が来ているにもかかわらず調定していないため、債権額が1億1,700万円ほど過大計上となっているもの、あるいは、駅舎工事に当たり、関係部署との調整が不十分だったため、ユニットシャワーが一度も使用されないまま、新しいユニットバスに交換されており、無駄な支出となっているものなどがございました。

また、今回、重点的に監査する事項といたしまして、公営企業における各種の使用料等の減免を取り上げ、検証を行いました。

このうち、下水道料金につきましては、使用水量と汚水排出量とが著しく異なる場合には、使用者の申告に基づいて減量認定を行っておりますが、この減量分全体を換算すると、平成14年度では約63億円に相当しております。

しかしながら、この減量認定に当たっては、審査基準が設けられていないため、下水道に排出されない水量の多寡にかかわらず、申告があった全てが認定されており、適切でない状況にありました。

そこで、審査基準の設定について検討し、適切な収入を図るよう求めました。

次に、事務事業監査につきまして申し上げます。

この監査は、各局に共通する事務事業から特定テーマを選定し、効率的、効果的に執行されているか、横断的に検証し、評価を行うものでございます。

平成15年度では「調査研究委託の実施状況」を、平成14年度は「事業所における庁舎管理」をそれぞれ実施し、今回あわせてご報告いたしております。

このうち、「調査研究委託」につきましては、毎年度、金額にして60億円から80億円の規模で実施されておりますが、各局の個々の委託事業を、必要性、

実施方法、結果の活用などの観点からチェックいたしました。

その結果、今後は調査研究委託の執行を、全庁的に管理する体制を整備することが不可欠である、などの総評とともに、16件の指摘及び2件の意見を付しており、不経済支出等の金額では、約1億7,000万円となっております。

その主なものを申し上げますと、自由処分の建設発生土に係る積算基準について、現行のような統一単価を用いることなく、施工場所と処理場との関係を考慮して、施工地区ごとに単価設定し、処分経費の削減を図るよう求めたもの、また、国の依頼を受けて実施している交通事故調査について、国が全く財政負担をしていないため、その応分の負担を求めたものなどがございました。

一方、「事業所における庁舎管理」につきましても、特命随意契約で行っているエレベーター保守点検委託の契約方法を見直すよう求めたものなど、13件の指摘及び7件の意見を付しました。

また、行政監査は、特定の事務事業を選定し、検証・評価するものでございますが、今回は、精神障害者の社会復帰対策に関する施策から3事業、水域環境の保全対策に関する施策から3事業について、それぞれ実施し、6件の改善すべきとの意見を付しております。

次に、知事からの審査依頼を受けて実施する決算審査でございます。

まず、出納長が所管する一般会計をはじめ各特別会計の平成14年度決算につきましては、財産に関する調書の一部におきまして、公有財産の登録等の誤りが5局で9件認められ、是正を求めましたが、それ以外の決算計数は、適正に表示されていることを確認いたしました。

また、決算全体に対する意見として、引き続き厳しい財政状況の中で、都民の期待に応え、山積している都政の重要課題を解決しながら、いち早く自主的な財政再建を成し遂げるよう、更なる努力を求めるとともに、各局で所管する事業につきましては、6件の意見を付しました。

このうち、世界都市博覧会の中止に伴い、平成7年度に特別対策として行われた総額約77億円の融資あっせんにつきましては、金融機関が借受人から回収できなかったものを、都が全額補償することから、平成14年度末で102件、約21億円の債権を金融機関から譲り受けておりました。

この債権につきましては、一部回収等を図っているものの、未収となっている件数及び金額などを正確に把握しておらず、歳入調定も行われていなかったため、整理回収に係る事務処理を適切に行うよう求めました。

次に、公営企業各会計の平成14年度決算につきましては、11会計のうち3会計において会計処理の誤りが認められましたが、それ以外の決算計数は、適正に表示されていることを確認いたしました。

また、各企業会計別では、10会計に対して15件の意見を付しております。

このうち、臨海地域開発事業会計は、当年度決算では純利益となっているものの、今後多額の企業債の償還を控えているなど、引き続き厳しい経営環境が見込まれることから、臨海地域開発財政基盤強化プランを今後とも着実に実施するよう求めました。

また、高速電車事業会計では、積極的に増収を図るため、都営地下鉄各駅の利用されていない空間を貸し出して収益を得る、構内営業事業に取り組んでおります。

しかしながらこれを見ますと、77駅の138箇所について、約1万3,800平方メートルの有効活用可能な空間があることを把握しながら、テナント企業に対する誘致活動を行っておりませんでしたので、新規出店に係る積極的な働きかけを行うなどの取組を強化するよう求めました。

次に、財政援助団体等監査につきまして申し上げます。

この監査は、都が補助金等を交付している団体が、補助等の目的に沿って適正で、有効かつ効率的に事業を執行しているか、また、都が資本金を4分の1以上出資している団体が、出資目的に沿って効率的に事業運営を行っているかなどを主眼として実施するものでございます。

今回は、補助金等を交付している160団体及び出資をしている15団体の計175団体を対象に監査を実施いたしましたが、その結果、25件の指摘及び4件の意見を付しております。

このうち、補助金等交付団体に対する監査におきましては、私立学校に対する40人学級編制推進補助について、補助対象学級数の把握に誤りがあったこ

とから、補助金の返還を求めました。

一方、出資団体に対する監査におきましては、東京夢の島マリーナの係留区画利用料につきまして、平成13年度では、年間利用料収入の約10パーセントに当たる約6,400万円が未収となっていることなどから、速やかに回収するとともに、その発生の防止に努めるよう求めました。

また、営団地下鉄における駅エレベーター等設置工事に伴う工事監理業務の委託につきましては、契約の相手方に関連の子会社2社だけが選定されておりました。そこで今後は、新規参入を促進するなど、透明性・競争性を確保した契約事務を行うよう検討を求めました。

次に、工事監査につきまして申し上げます。

この監査は、都が行っている工事につきまして、不経済な支出や施工不良がないかなど、技術面から監査するものでございます。

今回は、18局の1,767件の工事につきまして監査を実施いたしました。その結果、12件の指摘及び5件の意見を付しております。

その主なものを申し上げますと、福祉施設の厨房の排気ダクトの施工に当たり、仕様書で規定しているものよりも薄い板厚のダクトを使用するとした施工計画書が提出され、これをそのまま承諾して施工したため、施工管理が不適正なものなどが見られました。

また、高度浄水施設の電気設備工事において、電気室に設置するコントロールセンタ盤につきましては、片面にのみユニットを収納するタイプを採用することとしておりました。

しかしながら、近年一般的に使用されている両面にユニットを収納するタイプにした場合、コスト縮減につながることから、コントロールセンタ盤の形式選定に関する局の手引の改訂を早期に検討するよう求めました。

次に、住民監査請求につきまして申し上げます。

住民監査請求は、住民が執行機関や職員による財務会計上の行為に、違法又は不当な行為があるとして、監査委員に監査を求め、必要な措置を講ずることを請求するもので、近年増加傾向にございます。

この1年間には、51件の請求がございましたが、このうち、要件を欠いているために監査を実施せず、いわゆる却下したものなどが37件、監査を実施したもののうち、措置すべき事項を執行機関に勧告したものが2件、請求人の主張には理由がないとして、いわゆる棄却したものが12件となっております。

勧告した2件は、都立病院等において発注された寝具類の賃貸業務等について、談合行為により損害を被ったにもかかわらず損害賠償請求権の行使を怠っているもの、及び江東区枝川地区に所在する公有地が不法占有されていることは財産の管理を怠るもの、としてそれぞれ必要な措置を求めたものでございます。

以上、この1年間の監査の実施状況につきまして述べてまいりましたが、監査の結果、指摘した事項等につきましては、各局に対して、早急に是正・改善するなど、適切な措置を講じるよう求めております。

執行部局におきましては、これらの監査結果に十分留意し、今後の事務の適正かつ効率的な執行に、一層の努力を望むものでございます。

なお、平成15年度におきまして、これまでの監査結果に基づいて措置を講じた旨の通知が知事等から245件ございました。

また、都民の方々に、監査の結果などを判りやすく理解していただくため、都民向けパンフレットとして「監査2003 都政を見つめて」を配布したことを、併せてご報告いたします。

最後になりますが、私ども監査委員は、監査委員監査の役割が、ますます重要となってきた中で、その使命をさらに重く受け止め、今後とも都の行財政の公正かつ効率的な運営を確保すべく、監査業務に万全を期してまいることがを申し上げまして、報告を終わります。

(注) 本文は、口述筆記ではありませんので、表現その他に、
若干の変更があることがあります。